

蔵市ヤングケアラー支援条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、ヤングケアラーの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、学校、市民等及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーの支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのヤングケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営み、健全に成長することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事及び家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「家事等」という。）を日常的に行い、その責任及び負担の重さにより、学業、友人関係等に影響を受ける又はそのおそれのある、おおむね 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有し、滞在し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において組織する団体及び事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関 学校以外の介護、障害者及び障害児への支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行う機関をいう。

（基本理念）

第 3 条 ヤングケアラーの支援は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、心身の健やかな成長及び発達が図られるとともに、適切な教育の機会が確保されるよう行われなければならない。

- 2 ヤングケアラーの支援は、市、保護者、学校、市民等及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ヤングケアラーが社会から孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、保護者、学校、市民等及び関係機関（以下「関係機関等」という。）と相互に連携しなければならない。

- 3 市は、ヤングケアラーに関する情報の集約、調査及び関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じた支援を行うものとする。

（保護者の役割等）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、子どもの意向を尊重しつつ、年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、本来大人が担うと想定されている家事の責任及び負担を子どもに負わせることのないよう、市、学校、関係機関に対して、家庭が抱える困難に応じた必要な支援を求めることができる。

（学校の役割）

第6条 学校は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 学校は、児童生徒がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 3 学校は、ヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、支援を必要とするヤングケアラーに対し、市、保護者、市民等及び関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めると

ともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、市が実施するヤングケアラーへの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、業務に関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、市、学校、保護者、市民等及び他の関係機関と連携して適切な支援を行うよう努めるものとする。

（早期発見）

第9条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、関係機関等がヤングケアラーに関する知識を深めることにより、社会全体としてヤングケアラー支援が推進されるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、ヤングケアラー自身がヤングケアラーに関する知識を深めることにより、相談及び必要な支援につながるよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

（支援体制の整備）

第11条 市は、ヤングケアラーに関する相談に応じるための体制を整備するとともに、ヤングケアラーの支援について、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備するものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。